

令和6年度全国高等学校総合体育大会 中津市実行委員会移動販売車運営要項

1 趣 旨

令和6年度全国高等学校総合体育大会大分県売店等設置基本方針に基づき、令和6年度全国高等学校総合体育大会中津市実行委員会（以下「中津市実行委員会等」という。）が、令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の中津市開催競技（バレーボール男子・女子）において会場区域内に設置する移動販売車（キッチンカー）の管理、運営等について必要な事項を定める。

2 出店申請

移動販売車の出店を希望する者は、出店申請書（様式第1号）に関係書類（添付書類1～3）を添えて、中津市実行委員会等に出店申請を行うものとする。

なお、競技会場施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）への使用許可申請は中津市実行委員会等が行う。

3 出店者の選定

中津市実行委員会は、出店者の選定にあたっては、地元の出店者を優先することとし、次の事項に留意するものとする。

- （1）営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- （2）令和6年度全国高等学校総合体育大会北部九州ブロック開催基本方針及び大分県開催基本構想に照らし、出店者としてふさわしいこと。
- （3）その他、中津市実行委員会等が特に認めること。

4 出店許可

中津市実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、移動販売車の設置を許可する者（以下「出店者」という。）を選定し、関係書類を審査の上、出店許可書（様式第2号）を交付するものとする。

5 販売品目

販売を認める品目は、原則として飲食物（酒類を除く）とし、所管の保健所から車両営業許可を受けたキッチンカー又は自走式の移動販売車で調理を行ったものとする。

ただし、（公財）全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

6 食品の販売

- （1）移動販売車の出店を許可するにあたっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、管轄の保健所（大分市については、大分市保健所）（以下「保健所等」という。）と協議するものとする。
- （2）食品の販売における食品衛生対策については、令和6年度全国高等学校総合体育大会大分県食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

- (3) 中津市実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を大会開催前までに、保健所等に提出するものとする。
- (4) 食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合は、中津市実行委員会及び保健所等に連絡するとともに、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。
- (5) 食品を販売する出店者は、出店者の責任で出店の区画内にごみ箱を設置するとともに、ごみは回収のうえ、すべて持ち帰ること。また、食品の購入者に対し、発生するごみをごみ箱へ捨てるよう伝えること。

7 出店の期間及び開設時間

中津市実行委員会等が指定する期間及び開設時間とし、別に定める。

ただし、中津市実行委員会等は、競技の特性又は業務の実績に応じて出店時間を調整できるものとする。

8 出店の場所・規模・方法

中津市実行委員会等が指定する場所・規模・方法とし、別に定める。

ただし、中津市実行委員会等は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

9 経費負担

売店等の設置、管理運営、警備、撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

10 出店料

- (1) 中津市実行委員会から移動販売車の許可を受けた出店者は、別に定める出店料を所定の期日までに中津市実行委員会等に支払うものとする。ただし、中津市実行委員会等が特に認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 出店者が、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、中津市実行委員会等は出店者に出品料を返還しないものとする。

11 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- ② 移動販売車に、出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- ③ 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み又は拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- ④ 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとし、不当な価格で販売しないこと。
- ⑤ 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- ⑥ 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- ⑦ 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- ⑧ 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- ⑨ 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。

- ⑩ 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- ⑪ 移動販売車の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、中津市実行委員会等の指示に従うこと。
- ⑫ 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は、原則として認めない。
- ⑬ 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- ⑭ 火器を使用する場合は消火器等を設置し、十分な対策を行うこと。
- ⑮ 天候の悪化等の事情により、中津市実行委員会等がやむを得ず、危機回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- ⑯ 天災等により発生した損害については、補償を一切行わない。
- ⑰ その他関係法令等を遵守し、中津市実行委員会等及び施設管理者その他関係機関の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

1.2 許可の取り消し

中津市実行委員会等は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すことができる。なお、この場合において、出店者は中津市実行委員会等に対して損害賠償を請求することはできない。

1.3 損害賠償

出店者が、施設又は第三者等に損害を加えたときは、出店者が賠償の責を負うものとする。

1.4 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに現状に回復し、中津市実行委員会等の検査を受けなければならない。

1.5 管理責任

移動販売車における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、中津市実行委員会等は一切その責を負わない。

16 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、中津市実行委員会等が別に定める。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。